

Title	〔下級審民訴事例研究三四〕－ 連合王国イングランド及びウェールズ高等法院女王座部が言い渡した判決について、民訴法二〇〇条各号の条件をすべて具備するとして執行判決請求が認容された事例 二 連合王国イングランド及びウェールズ高等法院女王座部が言い渡した判決について、義務履行地が同国内にあることのみをもって国際裁判管轄権を基礎付けることはできないとして執行判決請求が棄却された事例 (東京地裁平成六年一月三一日判決)
Sub Title	
Author	山田, 恒久(Yamada, Tsunehisa) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1994
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.67, No.11 (1994. 11) ,p.166- 174
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19941128-0166

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(15) 星野英一・民法概論Ⅲ(債権総論)(昭五三)一五三頁、一七三頁。
 なお、前田達明・債権総論(第二版)(平二)三二六頁も不可分債務論を持ち出すことに疑問を呈する。
 (16) 通説である。中野ほか編・前掲注(11)四二六頁(鈴木正裕)。
 (17) 三ヶ月章・民事訴訟法(昭三四)二二七頁、兼子ほか・前掲注(7)条解一六九頁(新堂幸司)。大判昭和九年七月三十一日民集一三巻一四三八頁。

(18) 高橋・本件評釈前掲注(1)七九四頁。
 (19) 大判昭和十六年三月四日民集二〇巻七号三八五頁、最判昭和三年七月五日民集九巻九号一〇〇二頁など。
 (20) 浦野雄幸「登記名義回復請求訴訟」鈴木忠一三ヶ月章編・実務民事訴訟講座(四)(昭四四)一六二頁、幾代通徳本伸一・不動産登記法(第四版)(平六)二四二頁。

芳賀 雅顯

〔下級審民事訴訟例研究(三四)〕

34 一 連合王国イングランド及びウェールズ高等法院女王座部が言い渡した判決について、民法

二〇〇条各号の条件をすべて具備するとして執行判決請求が認容された事例

二 連合王国イングランド及びウェールズ高等法院女王座部が言い渡した判決について、義務履行地が同国内にあることのみをもって国際裁判管轄権を基礎付けることはできないとして執行判決請求が棄却された事例

東京地裁平成六年一月三二日判決(平成五年(ワ)第六三三一号執行判決請求事件、判例タイムズ八三七号三〇〇頁)

〔事実〕

X₁銀行(英国法人・本店ロンドン)は、ロンドンで、X₂会社(英国法人・本店ロンドン)に対し金銭の貸付けをした。その後、

X₁銀行の東京支店において、このX₁・X₂貸付金債務について、Y(日本法人・本店東京)はX₁との間で債務保証契約を締結した。尚、その債務保証契約書(英文)には、「この債務保証契約

についての準拠法は、英国法とする」、及び、「X₁銀行は、この債務保証契約に関する訴えを英国高等法院に提起することができる。ただし、右の定めは、被告が他の然るべき裁判所へ訴えを提起することを妨げるものではない」という旨の条項が含まれていた(第一事件の事実関係)。また、Yは、ファッション・ショーのビデオ・フィルムを訴外A社(英国法人・本店ロンドン)から買い受けていたが、X₂会社はその売買代金について、A社から債権の譲渡を受けた(第二事件の事実関係)。英国において、X₁銀行は右債務保証契約に基づきその保証債務の履行を求める訴を提起し(第一事件)、X₂は右譲渡された代金債権の履行を求める訴を提起した(第二事件)。英国高等法院は、右訴について、Yに召喚状を発した。この、召喚状は同高等法院の囑託に基づき東京地方裁判所により、Yに送達された。しかしYは期日に出頭しなかった。このため、第一事件については、「Yは、X₁銀行に対し、四三七九万四七九三円九〇銭、利息二六四万〇八二一円四〇銭(三四〇〇万円に対する最高法院一九八一年法三五条Aの規定に基づく年一五パーセントの利息)及び訴訟費用二四二・五〇ポンドを支払え」、第二事件については、「Yは、X₂会社に対し、一九一四万二四六五円六四銭、利息一〇三万五六一五円八〇銭(一五〇〇万円に対する最高法院一九八一年法三五条Aの規定に基づく年一五パーセントの利息)及び訴訟費用二四二・五〇ポンドを支払え」との判決が、平成四年二月一二日に同高等法院女座部により言い渡された。右判決

に基づき、その執行を我國の裁判所に求めたのが本件である。

〔判旨〕

第一事件については請求を認容
第二事件については請求を棄却

(第一事件に関する判旨)「……民事訴訟法二〇〇条一号所定の条件(国際裁判管轄権の存在)については、本件第一事件……の保証……契約書には、『X₁銀行は、この債務保証契約に関する訴えを英国高等法院に提起することができる。ただし、右の定めは、被告が他の然るべき裁判所へ訴えを提起することを妨げるものではない。』との趣旨の条項が含まれていることは、先にみたとおりであって、その趣旨が本件第一事件について英国の高等法院を追加的な管轄裁判所とする旨の国際裁判管轄の合意であることは明らかである。そして、本件第一事件の事案は、我が国の裁判権に専属的に服するという類のものではないのであるから、右のような国際裁判管轄の合意が書面によってなされたときには、これによって当該合意にかかる判決国の一般管轄権を基礎づけることができるものということができる。……したがって、本件第一事件については、我が国の国際民事訴訟法の原則に照らして、英国の裁判所が国際裁判管轄権を有するものと解するのが相当である。」「……次に民事訴訟法二〇〇条四号所定の条件(相互の保証)について検討すると、右法条にいわゆる『相互の保証あること』とは、我が国が外国判決を承認すると同様に、当該外国も我が国の判決を承認することを

いい、この場合において、当該外国の定める条件と我が国の条件とが重要な点において異ならず又は実質的に同等であれば足りるものと解するのが相当である。」「……英国においては外国の裁判所によって勝訴判決を得た債権者は、当該外国判決に基づく訴え……を提起することができる、その認容判決を得てその執行をすることができるとされておられ、そのためには、右の訴訟において、当該判決国が英国の国際民事訴訟法の原則に照らして当該被告に対する国際裁判管轄権を有するものであることが認められるのでなければならず、……これに対して、当該被告は、当該外国判決が詐取されたものであること、当該外国判決の執行が英国法の公序に反するものであること又は当該外国裁判所の手続が自然的正義に反するものであること、のいずれかかの抗弁を援用することができるに止まるものとされていることを認めることができる。」「このように、英国においては、外国判決そのものの効力を承認してその執行を許可するといういわゆる執行判決の制度が採られているものではないけれども、被告が当該訴訟において援用できる抗弁は、前記のものに限られており、それらは、結局、民事訴訟法二〇〇条二号又は三号所定の条件と同一内容であるか又はそれに包摂されるものと解することができ、そこで外国判決の実質的再審査が行われるものではないのであるから、右の手続又は形式の相違を捉らえて『相互の保証』に欠けるものとするのは相当ではないし、外国判決に対して執行を許可するための条件ないし要件に彼此におい

て実質的有才があるものということもできない。」「したがって、我が国におけると英国におけるのでは、外国判決に対して執行を許可するための条件ないし要件は、重要な点において異ならず又は実質的に同等であるものということが出来るから、ここに『相互の保証』の条件は充足されているものと解するのが相当である。」「……Yは、本件第一事件について、X銀行がX会社に貸付けた実際の貸付額が明らかでないこと又は本件外国判決がYに対して最高法院一九八一年法三五条Aの規定に基づく年一五パーセント割合による利息の支払いを命じたことをもって、本件外国判決は、我が国における公の秩序又は善良の風俗に反すると主張するけれども、民事訴訟法二〇〇条三号にいわゆる外国判決が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反しないことは、外国判決をそのまま承認して執行することが我が国の公益や道徳律に反するものとして是認できないようなものではないことを意味し、Yの主張するような事項がこれに当たらないことは明らかである。」「そして、本件第一事件についての本件外国判決は、その内容、成立手続等に照らして、我が国における公の秩序又は善良の風俗に反するものであるとはいえないから、民事訴訟法二〇〇条三号所定の公序良俗に関する条件も具備しているものということが出来る。」「そうすると、本件第一事件についての本件外国判決は、民事訴訟法条二〇〇条各号所定の条件をすべて具備したものであって、……これを承認し、その執行を許可すべきものであることが明らかである。』

〔第二事件に関する判旨〕「……本件第二事件については、……国際裁判管轄の合意がなされたとか、Yが英国の領土内においてその支店若しくは営業所を有し又はそこで代理人を雇うなどして継続的な営業活動を行っていたものと認めるべき証拠はない。」そして、X₂会社は、準拠法が英国法である解すべきこと及び義務履行地がX₂会社の本店所在地であると解すべきことを本件第二事件について英国の裁判所が国際裁判管轄権を有する根拠として主張する。しかしながら、先ず、準拠法の如何は、それだけで一般管轄権を基礎づけるものではない。また、義務の履行地についても、……Yと訴外A社との間のビデオ・フィルムの売買契約については、売買契約書が作成されたようなこととはなく、したがって、契約上義務の履行地が明示されていたというものではないことが認められるのであって、X₂会社の主張も、結局、契約準拠法上の原則によれば本件第二事件の義務の履行地はX₂会社の本店所在地となるといふに尽きるものであることが明らかである。」そして、そもそも義務の履行地が国際裁判管轄の原因として合理性を有する所以は、債務者がその地における義務の履行を予期していることから、その地での応訴を要求しても不当ではないと解されるところ、右のように契約準拠法上の原則の適用によって初めて義務の履行地が定まるといような場合において、とりわけ当該債務が金銭債務であるようなときには、右のような合理性は著しく希薄なものとならざるを得ない。したがって、右のような場合においては、

単に義務の履行地であるというこのみをもっては国際裁判管轄権を基礎づけることはできず、他になんらかの補強的な関連を要するものと解するのが相当である。」「これを本件についてみると、……Yと訴外A社との間のビデオ・フィルムの売買契約の締結地は、かえって我が国であったことが認められるし、他には本件第二事件と英国の裁判所による国際裁判管轄権とを連結する補強的な関連を認めるべき証拠はない。」「したがって、本件第二事件については、英国の裁判所は、国際裁判管轄権を有しないものと解するのが相当である。」

〔本件の結論〕「……以上によれば、X₁銀行の本訴請求は理由があるからこれを認容し、X₂会社の本訴請求は理由がないからこれを棄却する……」

一 本判決は、英国高等法院女王座部の下した金銭の支払いを命じる判決に関して、その執行の許否につき判断したものである。とはいえ、実際には、異なる事件について下された、二つの英国高等法院の判決について判示したものであり、本件の判旨自体もそれぞれについて二つの判断の部分に分解できる。

まず、X₁—Y間（第一事件）に関しては、判旨は民事訴訟法二〇〇条各号に定められる要件の具備を検討し、本件英国判決が承認されうるとしたうえでその執行を許した。これまで、民事訴訟法二〇〇条に定められる承認要件を具備しているとして、これを認めた裁判例には米国判決が多い。その他最近の事例で承認された外国判決の判決国としては、ドイツ、スイス、香港

などがある。このような状況の下で、本判決が新たな承認の対象国として英国を加えた初めての、裁判例である点で、意味のあるものと考えられる。

他方、X₂—Y間(第二事件)に関しては、義務履行地の国際裁判管轄に関して、これを間接管轄の原因として認めないと判示するものである。直接管轄に関しては、義務履行地を理由として国際裁判管轄を、認める裁判例が比較的多い。これに比して、間接管轄に関しては、義務履行地を理由とする国際裁判管轄に基づく外国判決を、我国において承認した裁判例はみあたらない。本件判旨もまた、これまでの裁判例と同様に、これを認めなかったが、最近問題とされる領域について、これまでの裁判例を踏襲する最新の判示である点で、意味のあるものと考えられる。

二(第二事件に関して)民事訴訟法二〇〇条一号に定められる間接管轄に関して、判旨はこれを直接管轄と表裏の関係にあるとして、従来の裁判例で採られている直接管轄存否の判断の基準に基づいて判断している。学説上も、直接管轄と間接管轄の関係を表裏のものとする考え方が通説である。⁽¹⁾ただし、外国裁判所の国際裁判管轄権をわが法令または条約で否認していなければ足りるとする反対説も主張されている。⁽²⁾民事訴訟法二〇〇条一号の体裁からは、この少数説が正当のように思われる。⁽³⁾英国の裁判所の裁判権に関して、これを否定する法令、条約が存在しない現時点では、本件第二事件は、民事訴訟法二〇〇条一

号の要件を具えている。このため、同号に反するとする判旨には賛成できない。

いま、仮に、判旨のように直接管轄と間接管轄を表裏の問題であると考えても、疑問が残る。直接裁判管轄について、義務履行地に関しては、履行地が契約に合意されているとき、または、契約の内容から履行地が一義的に決定されるときにのみ、その履行地に国際裁判管轄を認めるとするのが通説である。⁽⁴⁾他方、このような場合にも、義務履行地に国際裁判管轄を認め得るとして、その履行地を、契約準拠法により決定するという少数説がある。⁽⁵⁾

本件判旨は、通説と同様に契約準拠法によって定められる義務履行地は、国際裁判管轄を認めるための原因とは認めがたいとする。この点に関する裁判例は、履行地の合意のない契約債務に関して、準拠法によりこれを決定するという裁判例として、東京地裁・昭和三四年六月一日判決(下民集一〇巻六号一一〇四頁)があるが、直接管轄に関するものである。本件同様に間接管轄に関連して、義務履行地の国際裁判管轄について判示する裁判例には、東京地裁・昭和四七年五月二日判決(下民集二三巻五〇八号二四四頁)、大阪地裁・平成三年三月二五日判決(判例時報一四〇八号一〇〇頁)、大阪高裁・平成四年二月二五日判決(判例タイムズ七八三号二四八頁)などがあるが、すべて、義務履行地の国際裁判管轄が否定されている。⁽⁶⁾

ところで、渉外的要素を含まない事件における訴権と同様に、

渉外的な要素を含む事件にも、普遍的な意味での訴権を考慮することができる。国際裁判管轄を発生させる管轄原因も、一種の訴権要件として位置付けられる。ところで、訴権は、訴訟における実体権の実現に奉仕するものであり、その意味で、実体権の訴訟法平面への写像といえる。したがって、実体権の行使の場所―訴権の発生の場合―管轄の発生という図式で、管轄が発生する。ところで、義務履行地は、そこでの履行を請求することができる場所でもある。したがって、実体権の行使の態様を前提にする限り、履行地で訴権が発生することは当然のことといわねばならない。この訴権の発生に伴って、義務履行地にも国際裁判管轄を認めることができる。このように考えるとき、管轄原因となる事実も、専ら実体法上の観点から、構成されることになる。このため、被告の予測可能性などの当事者の公平という専ら訴訟法的観点から、国際裁判管轄の発生を認める通説には、与することができない。さらに、この予測可能性を理由として、国際裁判管轄が発生する義務履行地として、契約債務の履行地とそれ以外の債務の履行地とを区別する必然性も考えられない。したがって、義務の履行を伴う実体権のすべてについて、その義務履行地に、国際裁判管轄が発生すると考えられる。こうした理解を前提にして、国際裁判管轄の発生原因である義務履行地の決定は、争われている実体権を基礎付ける実体法により、判断されることになる。したがって、この義務履行地を決定するための実体法は、国際私法によって指定される

準拠法を意味する⁽⁷⁾。

このような理由から契約準拠法によって定められる義務履行地は、国際裁判管轄を認めるための原因とは認められないとする本件判旨には、賛成できない。

三（第一事件に関して・その二）判旨は、当該判決（裁判）をした外国裁判所の属する国において、我国の裁判所がした判決（裁判）と同種類の判決（裁判）が、民事訴訟法二〇〇条各号所定の条件と重要な点で異なる条件のもとに効力を有する場合に、相手国との間に相互の保証があると解している⁽⁸⁾。この解釈を前提として、判旨は、我国と英国裁判所との間に民事訴訟法二〇〇条四号にいわゆる相互の保証があるとする。

ところで、英国法上、外国判決の承認手続は、制定法上のもとの慣習法上のもとの分類される。外国判決の承認手続を定める制定法には、“The Civil Jurisdiction and Judgment Act 1982”と“*The United Kingdom Foreign Judgments (Reciprocal Enforcement) Act 1933*”とがある。前者は、英国と欧州共同体諸国との判決承認に関して規律しているため、我国の判決についてその規定が適用される可能性はない。後者も、本来は、コモンウェルス諸国を対象とするものであった。但し、コモンウェルス諸国以外の国家に対しても、英国行政府がこの法の適用の対象となる国家であることを認める宣言をすることににより、適用対象国に加えられる可能性がある。しかし、我国は、この宣言の対象とされていない。したがって、我国の

判決は、英国においては、これらいずれの制定法によってでもなく、慣習法上の手続によって承認されると考えるほかはない。英国慣習法上は、外国判決に基づいて訴訟を提起する方法が採られている。その承認要件としては、「イ・判決国が当該事件に対して管轄権を有していたこと。ロ・終局判決であること。ハ・いわゆる自然的正義に反しないこと。ニ・詐欺のなかったこと。ホ・当該外国判決が承認国の公序に反しないこと。」が挙げられている。⁽¹⁰⁾

ところで、英国とほぼ同様の法状態にある香港高等法院の判決の我国での承認が争われた事例が、二事例ある。相互の保証を否定した裁判例としては、福岡地判昭和五七年三月二五日（JCAジャーナル八四年一二月号二頁）がある。この裁判例では、我国が、香港外国判決（相互執行）規則において、香港総督により香港との間に相互の保証ありとして列挙されていないことをその理由としてその承認を認めなかった。この裁判例に関しては、外国判決（相互執行）法によることができなことが、即座に相互保証に欠けることを意味するものではないとして批判する見解がある。⁽¹¹⁾ 最近の裁判例では、この見解と同様の解釈に立ち相互の保証を肯定した神戸地判平成五年九月二三日（判タ八二六号二〇六頁）がある。⁽¹²⁾

本件の判旨は、この最近の裁判例と同様の理解に立ち、英国慣習法上の外国判決承認手続も、我国の手続と重要な点で異ならないとしたものである。確かに、外国判決（相互執行）法により、簡易な手続によることができる場合には、明らかに相互

の保証を肯定できる。しかし、そのことが、外国判決（相互執行）法によれない（具体的には、英国政府により英国との間に相互の保証ありとして列挙されていない）場合には、相互の保証がないということの意味するわけではない。

実際には、英国慣習法上の承認要件は、ほぼ我国のそれと一致しているように思われる。唯一の違いは、手続にあり、我国は自動承認制度を採用するのに対して、英国では、承認は自動承認ではない点である。しかし、一旦外国判決に基づく訴訟が認容されると、執行判決を必要としない点で、均衡は保たれているように思われる。したがって、相互の保証を認めた本件判旨は正当なものと思われる。

四（第一事件に関して・その二）判旨は、民事訴訟法二〇〇条一号を、我国からみて判決国に国際裁判管轄権があったときとする理解（通説）を前提として、本件の国際裁判管轄の合意の存在を認定し、英国高等法院の国際裁判管轄を肯定した（先に触れたとおり、民事訴訟法二〇〇条一号を、判決国の裁判権が法令又は条約によって、否定されていないときには当該判決を承認する旨の規定として理解するのであれば、判旨のように管轄の合意の存在を認定する必要はないがこの点はしばらくおく）。

国際裁判管轄の合意の効力が直接管轄について争われた事例には、船荷証券に記載された約款に関するものとして東京地判昭和四二年一月一七日（下民集一八卷九・一〇号二〇〇二頁）と、第三判昭和五〇年一月二八日（民集二九卷二〇号一五五

四頁、一審・神戸地判昭和三八年七月一八日・下民集一四卷七号一四七七頁、原審・大阪高判昭和四四年二月一五日・判例時報五八六号二九頁）とがあり、また、代理商契約に含まれる管轄合意に関するものとして大阪地中間判昭和六一年三月二六日（判例時報二二〇〇号九七頁）などがある。このうち、最三判昭和五〇年一月二八日は、合意の方式としては、当事者の一方が作成した特定国の裁判所を明示する書面によってなされれば足り、両当事者の署名までは要しないことを判示する。学説上は、書面不要説⁽¹³⁾と、書面必要説⁽¹⁴⁾との対立がある。しかし、本件では、Y自身も管轄条項を含んだ本件契約書に署名しており、いずれの説にしたがっても国際裁判管轄の合意の方式として認められる場合にあたる。実際には、この合意の有効性を判断すべき準拠法にその判断の基準が求められるであろうが、本件の主要な論点からはずれるので、詳述しない。

尚、本件と同様に間接管轄に関して、国際裁判管轄の合意の効力が争われた事例として、西ドイツ・ミュンヘン地裁の特許使用料支払を命じる給付判決及び訴訟費用額決定の執行判決を下した事例（名古屋地判昭和六二・二・六判タ六二七号二四四頁）がある。この裁判例では、日本法人である被告が、管轄の合意を要素の錯誤があるため無効であると主張したのに応えて、「訴訟係属後、少なくとも応訴管轄が生じた後には、手続の安定性の要請がはたらくから、……錯誤無効を主張することはできない」と判示して、管轄の合意を有効とした。⁽¹⁵⁾この裁判例の立

場が貫かれるならば、「管轄の合意を意識しないまま、契約を締結した」とする被告の主張自体が、そもそも許されないということになる。若干疑問があるが、本論から外れるので、問題点の指摘にとどめたい。

五 以上のような検討から、英国判決の執行を許した、第一事件に関する判旨に賛成する。

また、義務履行地の間接裁判管轄を認めず、そのために、執行を許さなかった、第二事件に関する判旨には、反対する。

(1) 兼子Ⅱ松浦Ⅱ新堂Ⅱ竹下・条解民事訴訟法六四六頁、江川「外国判決の承認」法協五〇巻一二号五二頁、青山・注解民事執行法八一〇三九七頁。尚、一応、表裏の関係にあるとしながら、間接管轄をより寛く認める見解として、川上「外国裁判所の国際的裁判管轄」民商六六巻六号九四一頁、松岡「外国離婚判決の承認について」阪大法学八六号四三頁がある。

(2) 小室Ⅱ渡部Ⅱ斎藤・注解民事訴訟法第二版一二三頁、三ツ木・涉外判例百選増補版〇一八〇頁、林協「涉外判例研究」ジュリスト四八五号一六八頁。

(3) 拙稿「間接管轄に関する若干の考察」杏林社会科学研究所第三巻二二五頁。

(4) 池原「国際的裁判管轄権」新・実務民事訴訟講座VII二七頁、澤木「涉外判例研究」ジュリスト五一六号一六〇頁、松岡「国際的裁判管轄」現代契約法大系IX二八三頁、三浦・重要判例解説・ジュリスト五三三二〇五頁。

(5) 林協「涉外判例研究」ジュリスト四七一号一五五頁、中野「重要判例解説」ジュリスト九八〇号二四四頁。

- (6) この裁判例の検討に関しては、拙稿「裁判例に見る民訴五条と国際裁判管轄」杏林社会科学研究第九巻二五九頁以下参照。
- (7) 尚、その詳細に関しては、拙稿「義務履行地の国際裁判管轄」法学研究六七巻一五五頁以下。
- (8) 判旨の先例となった裁判例は、最判昭和五八・六・七民集三七巻五号六一頁。また最近の下級審の同旨の裁判例としては、東京地判平成三・一二・一六判タ七九四号二四六頁がある。学説もこの解釈が通説である。但し、高田「財産関係事件に関する外国判決の承認」国際民事訴訟法の理論二八八頁、松岡「国際取引における外国判決の承認と執行」阪大法学一三三・一三四号五三頁のように、相互の保証要件そのものに懐疑的な見解もある。
- (9) 尚、この英国法を継受した諸国で、我国の判決を、この法の対象とする国には、オーストラリア(の各州)とガーナがある。拙稿、「オーストラリアの判決承認制度」杏林社会科学研究第七巻特別号八八頁以下参照。
- (10) Cheshire & North, *Private International Law*, 11th. ed., pp. 340.
- (11) 早川「涉外判例研究」ジュリスト八五五号一二〇頁。
- (12) この裁判例に関しては、拙稿「平成五年度「重要判例解説」ジュリスト一〇四六号二九三頁以下参照。
- (13) 川又「船荷証券における裁判管轄約款」海法会誌復刊九号五二頁、石黒「涉外判例研究」ジュリスト六一六号一五〇頁(但し、企業間の合意の場合)。
- (14) 必要説はさらに、書面の交換で十分で当事者の署名は不要とする立場(池原「国際的裁判管轄権」前掲(4)論文三六頁、平塚「重要判例解説」ジュリスト四八二号二七頁)、申込が書面によっていれば承諾は口頭でもよいとする立場(川上「専属的裁判管轄約款の効力」判例タイムズ二五六号四二頁)、両当事者の署名を要する立場(藤田「日本裁判官の国際協調性過剰」判例タイムズ二四六号一六頁)などに分化する。
- (15) この点の判旨に、事案の特殊性に留意しながら、賛成する学説として青山「西ドイツ金銭給付判決の日本における承認・執行可能性」ジュリスト八九〇号八六頁、小林「判例評釈」判タ六六八号四四頁、疑問を呈する学説として神前「涉外判例研究」ジュリスト八九四号一四六頁がある。

山田 恒久